

第1回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

1 日時 平成24年11月29日（木）19時02分～20時47分

2 場所 都庁第一本庁舎 南側 33階 特別会議室S6

3 次第

(開会)

1 委員紹介

2 福祉保健局長挨拶

3 議 事

（1）委員長・副委員長の選任

（2）里親認定部会・子供権利擁護部会・児童虐待死亡事例等検証部会の設置について

4 報 告

審議会の活動状況、東京都の施策及び国の動向について

5 その他

今後の検討課題についての意見交換

(閉会)

4 出席委員

網野委員長、松原副委員長、石崎委員、磯谷委員、大木委員、大谷委員、大津委員
大町委員、柏女委員、加藤委員、木村委員、楠田委員、村井委員、山崎委員、
渡辺（象）委員、
今田委員、小野委員、高塚委員、高橋委員、野田委員、平湯委員、武藤委員、山本委員、
渡邊（淳）委員

5 配付資料

- | | |
|-----|----------------------|
| 資料1 | 東京都児童福祉審議会委員名簿 |
| 資料2 | 東京都児童福祉審議会行政側名簿 |
| 資料3 | 東京都児童福祉審議会条例及び施行規則 |
| 資料4 | 里親認定部会について |
| 資料5 | 子供権利擁護部会について |
| 資料6 | 児童虐待死亡事例等検証部会について |
| 資料7 | 東京都児童福祉審議会答申・意見具申等一覧 |

- 資料 8 子ども・子育て支援新制度について
- 資料 9 保育所の待機児童解消に向けた取組
- 資料 10 みんなの力で防ごう児童虐待
- 資料 11 児童相談所のしおり
- 資料 12 子供家庭総合センターの概要
- 資料 13 東京都における母子保健事業等の実施体制
- 資料 14 東京都の社会的養護の現状と取組
- 資料 15 東京都における養育家庭支援体制
- 参考資料
- ・東京の福祉保健
 - ・虐待かな？と思ったら…
 - ・東京都のほっとファミリーとは
 - ・平成 24 年度養育家庭（ほっとファミリー）体験発表会のお知らせ
 - ・平成 23 年度養育家庭（ほっとファミリー）体験発表集
 - ・ひとりだけど、ひとりじゃないーはあと一
 - ・ひとりで悩んでいませんか？

○高際計画課長 お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただいております、福祉保健局少子社会対策部計画課長をしております高際でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきます。

本審議会の委員数は、今期 30 名でございます。本日、御出席とお返事を頂戴しております委員の方々は 24 名、所用のため御欠席とお返事をいただいている委員は 6 名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。少々おくれていらっしゃる委員の方がおられますけれども、それ以外の方は皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

まず、お手元に会議資料を配付してございますので、御確認をお願いいたします。

資料 1、東京都児童福祉審議会委員名簿。

資料 2、東京都児童福祉審議会行政側名簿。

資料 3、東京都児童福祉審議会条例及び施行規則。

資料 4、里親認定部会について。

資料 5、子供権利擁護部会について。

資料 6、児童虐待死亡事例等検証部会について。

資料 7、東京都児童福祉審議会答申・意見具申等一覧。

資料 8、子ども・子育て支援新制度について。

資料 9、保育所の待機児童解消に向けた取組。

資料 10、みんなの力で防ごう児童虐待。パンフレットをおつけしております。

資料1 1、児童相談所のしおり。こちらもパンフレットになっております。

資料1 2、子供家庭総合センターの概要。

資料1 3、東京都における母子保健事業等の実施体制。

資料1 4、東京都の社会的養護の現状と取組。

資料1 5、東京都における養育家庭支援体制。

また、参考資料といたしまして、机の上に幾つかパンフレット、リーフレットを置かせていただいております。

「東京の福祉保健」。

「虐待かな？と思ったら…」という小さいリーフレット。

「東京都のほっとファミリーとは」という黄色いリーフレット。

「平成24年度養育家庭（ほっとファミリー）体験発表会のお知らせ」の冊子。

「平成23年度養育家庭（ほっとファミリー）体験発表集」。

「ひとりだけど、ひとりじゃないーはあとー」というひとり親の支援の関係のものです。

「ひとりで悩んでいませんか？」。

このあたりを置かせていただておりますが、過不足ございませんでしょうか。

なお、本日の審議会でございますが、公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載させていただきますので、御了承ください。

それでは、ただいまから今期第1回目の「東京都児童福祉審議会本委員会」を開催させていただきます。

本日は、委員改選後の初めての審議会でございますので、委員長が選任されるまでの間、進行役を事務局で務めさせていただきます。

最初に、新たな審議会の発足に当たりまして、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

資料1 の委員名簿に沿って御紹介いたします。

まず、網野武博委員でございます。

○網野委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 石崎朝世委員でございます。

○石崎委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 大木幸子委員でございます。

○大木委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 大谷隆興委員でございます。

○大谷委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 大津浩子委員でございます。

○大津委員 大津です。よろしくお願いします。

○高際計画課長 大町恵子委員でございます。

○大町委員 よろしくお願ひします。

○高際計画課長 柏女靈峰委員でございます。

○柏女委員 柏女です。よろしくお願ひします。

○高際計画課長 加藤尚子委員でございます。

○加藤委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 楠田周良委員でございます。

○楠田委員 よろしくお願ひします。

○高際計画課長 松原康雄委員でございます。

○松原委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 村井美紀委員でございます。

○村井委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 渡辺象委員でございます。

○渡辺（象）委員 渡辺です。よろしくお願ひします。

○高際計画課長 今田義夫委員でございます。

○今田委員 今田でございます。よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 小野和哉委員でございます。

○小野委員 小野でございます。よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 高橋利一委員でございます。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願ひします。

○高際計画課長 野田美穂子委員でございます。

○野田委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 平湯真人委員でございます。

○平湯委員 よろしくお願ひします。

○高際計画課長 武藤素明委員でございます。

○武藤委員 武藤です。よろしくお願ひします。

○高際計画課長 山本恒雄委員でございます。

○山本委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 渡邊淳子委員でございます。

○渡邊（淳）委員 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 以上で委員の御紹介を終わらせていただきます。皆様よろしくお願ひいたします。

続きまして、東京都の行政側の出席者を御紹介させていただきます。資料2の行政側名簿に沿って御紹介をいたします。

まず初めに、川澄福祉保健局長でございます。

○川澄福祉保健局長 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 幹事長を務めます、少子社会対策部長の桃原でございます。

○桃原少子社会対策部長 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 幹事を務めます、企画担当部長の篠原でございます。

○篠原企画担当部長 よろしくお願ひします。

○高際計画課長 同じく、事業推進担当部長の廣瀬でございます。

○廣瀬事業推進担当部長 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 同じく、児童相談センターワーク次長の稻葉でございます。

○稻葉児童相談センターワーク次長 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 書記を務めます、少子社会対策部家庭支援課長の西尾でございます。

○西尾家庭支援課長 よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 同じく、少子社会対策部育成支援課長の栗原でございます。

- 栗原育成支援課長 よろしくお願ひします。
- 高際計画課長 同じく、少子社会対策部保育支援課長の花本でございます。
- 花本保育支援課長 よろしくお願ひいたします。
- 高際計画課長 その他、関係管理職員でございますが、少子社会対策部次世代育成支援担当課長の中野でございます。
- 中野次世代育成支援担当課長 よろしくお願ひいたします。
- 高際計画課長 同じく、少子社会対策部事業推進担当課長の河合でございます。
- 河合事業推進担当課長 よろしくお願ひいたします。
- 高際計画課長 その他、関係職員が出席しておりますが、資料2をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、川澄福祉保健局長から御挨拶を申し上げます。

- 川澄福祉保健局長 東京都福祉保健局長の川澄でございます。一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、このたび、大変御多忙にもかかわらず、本審議会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから東京都の児童福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

子供と家庭を取り巻く状況でございますが、東京のような大都市では、特に親の就業形態が多様化しております、子育てに関するニーズが複雑化しております。また、核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化によりまして、家族や地域社会の子育て力が低下し、子育てに対する親の負担感は増大しているという現状もございます。

そうした中で、東京都や区市町村が受ける児童虐待の相談件数は年々増加しております、死亡に至るような重篤な事例も後を絶ちません。こうした中で、子供を生み育てたいと望む人たちが安心して子育てをすることができ、次世代を担う子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題でございます。

東京都は、これまで都の独自事業として認証保育所や都型学童クラブを創設して、都市型保育ニーズへの対応を図ってまいりましたほか、区市町村に子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの設置を進めるなど、全国に先駆けた取組を行ってまいりました。また、児童虐待への対応に関しましては、児童福祉司や児童心理司の体制の充実を図ってきたことに加えまして、各児童相談所に警察OBを配置したほか、医療機関との連携に当たる保健師の配置も進めるなど、相談援助機能の強化に努めているところでございます。

さらに、後ほど会議の中で御説明いたしますが、児童虐待等の問題を解決するには、子供だけではなく親も含めた家族全体への支援が必要であることから、その拠点として子供家庭総合センターを開設する予定でございまして、福祉保健、教育、警察と3つの部門の連携を一層強化してまいります。

昨年度は、都の養育家庭で里子が亡くなった事件につきまして、この審議会の死亡事例等検証部会で検証していただき、里親支援等に関して貴重な御意見をいただきました。都としても、里親が孤立することがないよう、今年度から支援体制の拡充を図るなど再発防止に努めております。そして、今年の9月には、この審議会から児童虐待の防止に関する提言をいただきました。提言では、地域における未然防止策の充実や関係諸機関の連携強化による支援体制の充実など、施策の方向性を示唆するさまざまな御意見をいただきました。この提言につきましては、

現在、区市町村や関係諸機関に対して広く周知を行っておりまして、今後、都として具体的な取組に結びつけていきたいと考えております。

広域的自治体として、都が今後さらに効果的に施策を展開し、時代のニーズに的確に対応していくためには、委員の皆様の知識や経験に基づくさまざまな御意見を頂戴し、都の施策に生かしていくことが重要となります。本審議会の委員の皆様には、東京の児童福祉の向上・発展のため、今後2年間にわたり、特段のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 局長が御挨拶申し上げました。大変申しわけございませんが、局長は所用につき、ここで退席をさせていただきます。

○川澄福祉保健局長 济みません。よろしくどうぞお願ひいたします。

○高際計画課長 それから、木村一優委員が御到着されましたので、御紹介させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日は、改選後初めての審議会でございまして、児童福祉法第9条に基づきまして、委員長1名、副委員長1名を互選により選出することとなっております。このことにつきましては、いかがいたしましょうか。

柏女委員、お願ひいたします。

○柏女委員 大変僭越ではあるのですけれども、これまでの実績、御経験を踏まえますと、また、前期の委員長も務めていただきました網野委員を御推薦申し上げたいと思います。また、副委員長につきましては、委員長に一任をして御選任をしていただく形に御提案をさせていただきたいと思います。

○高際計画課長 ただいま柏女委員から、委員長には網野委員、副委員長は委員長に一任との御発言がございました。もし皆様御異議がないようでしたら、そのように決定させていただきますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高際計画課長 ありがとうございます。

それでは、本審議会の委員長は網野委員、副委員長は委員長に一任ということで決定をさせていただきます。

網野委員、どうぞ委員長席にお移りくださいませ。

(網野委員、委員長席に移動)

○高際計画課長 それでは、網野委員長に御挨拶をお願いいたします。

○網野委員長 委員長の指名を受けました網野武博です。これまでも皆様方とはよく顔を合わせておる機会がありましたが、また新しく委員になられた方とは初めてお会いすることになるかと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

時あたかも、きょうは東京都知事選挙の告示の日でございまして、子供をめぐる状況、家庭をめぐる状況についてどのような都政を展開していくかということは、まだ十分候補者の皆さんから聞いておりませんが、本当に近年、とりわけ社会的養護をめぐる問題、そして虐待対応の課題が非常に緊急を要するものが多かったように思います。

先ほどの局長のお話にもありましたように、さらにこれからこの問題の対応が必要となってくるかと思いますし、さらに、そのほか保育をめぐる問題、あるいは地域子育て支援の問題、いろいろ重要性を増しております。その中で私どもの審議会での議論の内容は、今後の都政、

さらには全国の政策、行政のあり方にも関係してくるかと思います。改めて、また身を引き締めて委員長の役をお引き受けしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 ありがとうございました。

それでは、網野委員長、副委員長の御指名をお願いいたします。

○網野委員長 それでは、私のほうから推薦させていただきます。児童福祉、子供家庭福祉の分野で長年にわたり大変な実践、教育研究の業績を残されておりまして、前期、これまでも副委員長をお願いしておりました松原委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、松原委員、副委員長としてお願いいたします。どうぞ、こちらに席を移動してください。

(松原委員、副委員長席に移動)

○網野委員長 それでは、松原副委員長に一言御挨拶をお願いします。

○松原副委員長 御指名をいただきました明治学院大学の松原でございます。

席から移動をしてくる距離に象徴されますように、網野委員長をサポートする副委員長としては力不足かもしれません、前期からの引き続きの御縁でございますので、また皆様とともに頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高際計画課長 ありがとうございました。

それでは、今後の進行は委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○網野委員長 それでは、これからのお進みを務めさせていただきます。

早速、次の議題に入りたいと思います。

まず、部会の設置についてでございます。児童福祉審議会では、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第1項によりまして、必要に応じて部会を置き、同条第5項により部会の議決をもって審議会の議決とすることができますということになっております。この審議会では、これまで継続的に活動する部会としては、里親認定部会、子供権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会、この3つを設けてきました。これらの部会につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○栗原育成支援課長 それでは、里親認定部会の事務局をしております育成支援課長の栗原と申します。私からは、里親認定部会について御説明申し上げます。恐縮でございますが、資料4をごらんいただきたいと思います。

まず、設置目的でございますけれども、児童福祉法施行令第29条に、都道府県知事は、里親の認定をするには、児童福祉審議会の意見を聞かなければならぬとされております。審議に当たりましては、専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討する必要があることから、里親認定部会を設置しているところでございます。

部会につきましては、2か月に1度審議いただいているところでございます。

所掌事務でございますけれども、3点ほどございまして、1点目は里親の認定の適否、2点目が里親の登録の更新に当たり、更新が不適当と認められるものについて諮問を受けての答申、3点目が、登録更新の報告となっております。

また、今年度からは里親を希望される方から提出していただく書類を一部改定いたしまして、

認定部会では、里親になる動機や養育下をきめ細かく認定審査をしていただいているところでございます。

さらに、養育家庭の候補家庭の状況に応じた助言機能を強化するという観点から、実際に委託に当たっての助言を部会のほうからいただきまして、児童相談所では、その意見を参考にマッチング等をしているところでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。24年度の審議状況が記載されておりますが、24年度につきましては、3回ほど審議をしていただいておりますが、諮問件数でございますが、養育家庭が10件、養子縁組が28件、専門養育家庭が1件、親族里親が1件、合計で40件となっておりまして、審議の結果、40件全てが適格となっているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○中野次世代育成支援担当課長 続きまして、子供権利擁護部会につきまして、事務局をしております次世代育成支援担当課長の中野から御説明させていただきます。

資料5をごらんください。部会の設置目的でございますが、児童福祉法の規定によりまして、都道府県知事は、児童に対して施設入所などの措置をとる場合においては、児童や保護者の意向がその措置と一致しないときなどについては、児童福祉審議会の意見を聞かなければならぬとされております。また、親権者などの意に反して2か月を超えて一時保護を行う場合についても同様でございます。

また、このほか被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、これは施設などに入所している児童が施設職員などから虐待を受けているという児童本人とか周囲の者からの通告を受けまして、都道府県が調査等の対応を行ったときでございますが、このような場合は児童福祉審議会に報告しなければならず、児童福祉審議会はそれに対して意見を述べることができますとされてございます。

これらの事項につきましては、個別のケースごとに専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要となりますので、子供権利擁護部会を設置して審議していただいているところでございます。

部会の所掌事項でございますが、施設入所などが児童や保護者の意向に反する事例や、親権者などの意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例などに関しまして、児童相談所のとるべき措置について部会から答申をいただいております。

また、被措置児童等虐待に係る措置についても部会が報告を受け、意見を述べていただております。

部会の今年度上半期の審議状況でございますが、部会は大体毎月1回開催されておりまして、上半期は6回開催されました。

諮問件数につきましては、施設入所案件が19件、一時保護案件が21件で、一時保護案件につきましては、2か月を超えるごとに意見を聞くこととされておりますので、21件のうち4か月を超えるものが2件ございました。

被措置児童等虐待に関する報告は、通告受理の報告が17件、調査を行い報告したものが12件ございました。

私からの説明は以上でございます。

○西尾家庭支援課長 児童虐待死亡事例等検証部会につきましては、事務局をしております家庭支援課長の西尾から説明をさせていただきます。

資料6でございます。部会の設置目的でございますが、児童虐待防止法第4条によりまして、地方公共団体においては、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされてございます。

こうした調査研究及び検証に当たりましては、専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であることから、当検証部会を設置して審議を行っていただいているところでございます。

この部会につきましては、裏面に掲載してございますが、設置要項を制定しております。

所掌事項といたしましては、要項の第2のところでございますが、(1)といたしまして、児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。

(2)事例の問題点及び課題を踏まえまして、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、都に報告すること等々でございます。

参考といたしまして、直近の報告書の概要を載せてございます。A3ペーパーのところでございまして、22年度に発生いたしました重大事例の3事例、プラス、23年度上半期におきましての1事例、計4事例につきまして検証を行っていただき、具体的な改善策をいただいているところでございます。

また、現在、2事例につきまして検証を行っておりますが、この報告がまとまり次第、また皆様にお知らせをしたいと思っております。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございました。

最後に御説明いただいた児童虐待死亡事例等検証部会につきましては、今お話をありましたように、設置根拠となる要項がありました。ただ、里親認定部会と子供権利擁護部会につきましては、審議会で設置を決定することが必要となっております。本日のこの委員会の議決として、これらの部会を設置して、それぞれ資料に記載の所掌事項について部会の議決をもって審議会の議決とする所望いますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、具体的に各部会の委員の選任に進みたいと思います。

部会に属する委員につきましては、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第2項によりまして、委員長が専門的知識を有する委員の中から指名することになっております。したがいまして、私のほうから指名させていただきたいと思います。

まず、里親認定部会でございます。事柄の性質から、司法、児童福祉施設に携わっている方、学識経験者の方などになっていただきたいと思います。したがいまして、磯谷委員、犬塚委員、花崎委員、山崎委員、高橋委員、横堀委員、以上の6人の方にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 御了承いただいたこととしまして、このメンバーの方にお願いしたいと思います。

それでは、次に、子供権利擁護部会でございます。この場合も審議に十分な専門性を確保するために、医療、司法分野の専門家の方と学識経験者の方になっていただきたいと思います。したがいまして、石崎委員、加藤委員、木村委員、村井委員、平湯委員、渡邊淳子委員、以上

の6名の方にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 了承をいただきましたので、よろしくお願ひいたします。

次に、児童虐待死亡事例等検証部会でございます。この内容につきましても、幅広い分野での専門性を確保するために、医療、司法、保健分野の専門家の方と学識経験者の方になっていただきたいと思います。したがいまして、大木委員、松原委員、秋山委員、小野委員、高塚委員、野田委員、山本委員、以上の7人の方にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございました。それでは、よろしくお願ひいたします。

ただいま指名させていただきました委員の皆様に部会での今後の審議をお願いしたいと思います。

それでは、次に報告事項に移ります。

まず、その1つ目は、審議会の活動状況、2つ目が、東京都の施策及び国の動向です。これは続けて事務局からお願ひいたします。

○高際計画課長 まず、本審議会のこれまでの活動状況でございますけれども、先ほど御説明申し上げました定例的な部会の審議以外の実績について私から御説明を申し上げます。

資料7をごらんいただければと思います。こちらに、平成元年度以降ということで、これまで専門部会を設置いたしまして御審議いただきました内容について記載をしております。過去の審議会では、このように都が取り組むべき重要課題というのをテーマとして選定をいたしまして、専門部会を設置して審議を重ね、都のあるべき施策の方向性について、最終的に報告書などの形にまとめて御提言をいただいてまいりました。

平成元年はかなり記載をしておりますけれども、本日は、近年における提言ということで、おめくりいただきまして、下に4ページと書いてございます直近2期のところについて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、2期前の審議会におきましては、平成20年に「社会的養護の下に育つ子どもたちへの専門的ケアのあり方について」というテーマで御審議をいただきまして、虐待を受けて心に深い傷を抱えている子供たちへのケア体制のあり方を初め、多様なケアニーズに対応できる人材の育成や家庭的養育環境におけるきめ細かなケアの提供、親、保護者への支援の充実、こういったことについて御提言を頂戴しております。

また、前期の審議会でございますけれども、「虐待から子どもたちを守るために」というテーマで本年9月に御提言をいただきました。御提言の内容につきましては、次にA3判で資料をおつけしておりますので、お聞きいただければと思います。

こちらは、前期の専門部会では、上の箱に少し記載をしてございますけれども、平成12年の児童虐待防止法施行以降、虐待相談件数が増加の一途をたどっておりまして、また、対応が困難な事例が増加する、こうした現状を踏まえまして、福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、警察、民生児童委員、民間団体など、地域における各分野の関係諸機関がそれぞれの役割を果たしながら切れ目のない支援体制を構築して、虐待防止に向けた取組、総合的な対応力というものを強化すべきだという観点から、右側にございますけれども、3つの柱、12の御提言をいただいております。

先ほど局長からも申し上げましたとおり、御提言を受けまして、現在、区市町村や関係諸機

関に私どもが出向きまして、御提言の背景、趣旨、特に各機関において子供と子育て家庭への支援の充実、連携強化をぜひお願いしますと、必要性も含めまして広く周知を行っております。

また、今後、都として具体的な取組に結びつけられますよう、さまざまな検討を現在行っているところでございます。

それから、資料はおつけしてございませんけれども、このほか前期の審議会では、昨年4月に成立いたしました地方分権の一括法によりまして、これまで厚生労働省令で定めていた児童福祉施設の設備・運営の基準が都道府県の条例で定めるということになりましたので、専門部会を設置いたしまして、都条例の内容について御審議を頂戴いたしました。条例は、本年4月1日に施行となっております。

施設の基準につきましては、今後も必要に応じまして部会を設置して審議をお願いしたいと考えております。

それでは、続きまして、東京都の児童福祉関連の施策につきまして、私ども少子社会対策部において、現在特に力を入れている取組等を中心に、それから、あわせて関連する国の動向につきまして、それぞれ所管の課長から説明を申し上げます。

○中野次世代育成支援担当課長 それでは、子ども・子育て支援新制度につきまして御説明させていただきます。

資料8をごらんください。まず、子育てをめぐる現状でございますが、急速な少子化の進行や待機児童問題など、現在、子供や子育てをめぐる環境は非常に厳しい状況にございます。また、今後取り組むべき課題といたしまして、質の高い学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実などが挙げられております。

こうした中、国は子ども・子育て支援の新たな制度について検討を進めまして、平成24年3月、子ども・子育て関連法案が国会に提出されました。民主、自民、公明3党による修正協議を経まして、8月10日に関連3法案が可決、成立いたしました。

新たな制度の主なポイントといたしましては、認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付でございます施設型給付の創設、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実などが挙げられております。

また、この制度は基礎的自治体でございます区市町村が実施主体となりまして、消費税増税による恒久財源を確保し、社会全体で費用負担する仕組みとなっております。

さらには、国や地方自治体に子ども・子育て会議を設置し、有識者や子育て当事者などが子育て支援の政策プロセスに参画・関与する仕組みとなっております。

右上をごらんください。右上に給付・事業の全体像を示しておりますが、個人への給付である子ども・子育て支援給付と、区市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の2つに大別されます。

幼稚園につきましては、この新制度のもとで施設型給付を受けるか、あるいは、新制度には入らず、従来どおり私学助成を受けるかどうか各施設が選択できるという形になっております。

そのほかの対象事業のメニューは、資料記載のとおりでございます。

資料の右下は、認定こども園制度の改善を図したものでございます。幼保連携型認定こども園は、これまで幼稚園、保育所がそれぞれ認可を受けまして、その上で認定こども園の認定を受けていましたが、新たな制度におきましては、単一施設として認可・指導監督を一本化されます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。左上でございます。認可制度の改善につきましては、新たな制度では、事業者が一定の要件を満たしていれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰の場合を除きまして、原則認可するということになっております。また、小規模保育等の地域型保育につきましては、区市町村が認可する仕組みとなっております。

左下でございますが、こちらは新たな制度の利用手続でございます。保育を利用する子供の場合を例に出しておりますが、保育所などの利用を希望する場合、保護者は区市町村に申請を行い、区市町村は保育の必要性を認定いたしまして、認定書を交付いたします。

保育所での保育につきましては、引き続き区市町村が実施義務を担うことになります。

利用者負担につきましては、現行制度の水準を基本に設定することとされています。

右上をごらんください。新制度の本格施行までのスケジュールでございます。この制度は、社会保障・税一体改革の一環でございまして、消費税増税による恒久財源を経て本格施行されることとされております。消費税が10%に引き上げられるのは平成27年10月の予定でございますが、国は最短のスケジュールといたしまして、平成27年4月に新制度を本格施行させる日程を組んでおります。

まず、平成25年4月に、国に子ども・子育て会議が設置されます。関連法は成立いたしましたが、制度の詳細は政省令で示されることとなっておりまして、それらは全て子ども・子育て会議に譲った上で定められることとなっています。

一方、地方自治体におきましては、ニーズ調査を行った上で事業計画を策定することになりますが、国は事業計画の策定を平成26年の半ばまでに策定することを自治体に求めております。

右下でございますが、新制度の施行に向けて、今後、都の対応が必要と考えられる事項を挙げております。1つは、都道府県事業支援計画の策定でございます。現行の次世代育成支援行動計画に続く新たな計画を策定する必要があると考えております。また、この計画策定に当たりまして、関係者から意見を聴取するため、都においても地方版子ども・子育て会議を設置する必要があると考えます。また、国に対しての働きかけについてでございますが、待機児童の解消に向けた取組や都独自の認証保育所への財政支援など、大都市の実情に応じた仕組みづくりについて、引き続き国に提案要求していく必要があると考えてございます。

説明は以上でございます。

○花本保育支援課長 続きまして、資料9「保育所の待機児童解消に向けた取組」について、保育支援課長の花本から御説明させていただきます。

まず、左側をご覧ください。現状と計画を記載しておりますが、東京都保育計画の中で、平成22年度から26年度までの5年間で保育サービスを利用する児童の数を3万5,000人に増やす計画を立てておりまして、目標達成に向けて、今、サービスの拡充を図っているところでございます。

平成23年度までの2か年の実績ですが、合計で1万9,000人を超えて、5年間の目標値の約55%に達しているところでございます。その結果、保育所の待機児童数は2年連続して減少しましたが、本年4月1日現在で7,257人と依然として高い水準が続いております。平成24年度からは、保育計画の目標値を前倒しで達成するため、3年間で保育サービスの利用児童数を2万4,000人に増やすという計画を立てまして、待機児童解消に向けた

取組をさらに加速させているところでございます。

それに向けての主な取組でございますが、右側をご覧ください。大きく3つの取組に分かれますが、1つ目としましては、大都市東京の特性を踏まえ、多様な手法を駆使して保育所等の整備を促進しております。国の安心こども基金を活用して、新設や増改築等にかかる工事費や、空き店舗等の賃貸借物件の改修費等の補助を行っているほか、都独自に区市町村や、こういった施設設備を行う事業者の負担を軽減するなどの取組を実施しております。

また、既存の社会資源を有効活用していくために、平成22年度から本審議会で御審議いただいた結果を踏まえまして、保育所の面積基準など独自の規定を設けた児童福祉施設の設備運営基準の条例を制定し、本年4月から施行しているところでございます。

それから、大きく2つ目の取組ですけれども、都民の多様な保育ニーズに適切に対応するため、多様な保育サービスの拡充を推進しているところです。本年度から新たに家庭的保育、保育ママの共同実施ですとか、病児保育の充実などにも取り組んでおります。

そして、最後3つ目ですが、保育サービスの担い手であります保育人材の確保・育成を図っております。保育士資格を持ちながら現在保育所に勤めていない、いわゆる潜在保育士を対象に、事業者の参加を得ながら就職支援研修と就職相談会を一体的に実施するなどの取組を実施しているところでございます。

こうした取組によりまして、待機児童の早期解消に向けまして、保育サービスの一層の拡充を図っております。

私からは以上です。

○西尾家庭支援課長 それでは、私のほうから児童虐待に係るデータ的なところ、及び、先ほど局長の挨拶にもございましたが、子供家庭総合センターの概要について説明をいたします。

まず、資料10でございます。パンフレットの9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。9ページの上のところに折れ線グラフがありますが、虐待の対応状況を都と区市町村で記載しております。23年度、11か所の児童相談所が受けた虐待の相談件数が4,559、区市町村で受けた相談件数が7,183ということでございまして、この児童相談所の受けた件数よりも区市町村が上回っているという特徴は、全国的に見ても少ないということで、区市町村の取組も非常に意欲的にやっていただいているところでございます。

それから、10ページでございますけれども、下の折れ線グラフに一時保護所の新規入所状況を載せてございます。折れ線グラフを色で分けてございまして、虐待によって保護した件数が紫色で示されておりますが、19年度が591件、これが23年度、780件まで増えてございます。それだけ親子分離を必要とするケースが増えているということでございます。

ちなみに、オレンジ色の非行のケースは、19年度が374のところ、23年度は381で横ばい傾向でございます。

それから、右隣の棒グラフでございますが、一時保護所を退所した状況を載せてございまして、23年度をごらんいただきますと、一時保護した後、家に帰った件数が387、それから、施設等親子分離の被措置をさせていただいたのは238ということでございまして、帰宅の件数が上回っている状況でございます。

それから、次に、資料11「児童相談所のしおり」に行っていただきまして、10ページをお開きいただきたいと思います。ここの中のちょっと上のところに「経路別対応状況」ということで、各機関からの件数が3年度載せてございまして、ここで左から3番目に近隣知人

の件数を載せてございます。21年度が1,167、23年度が1,686ということで、近年、児童虐待に関する社会的関心を高めていただきまして、こうしたところ、近隣知人の皆様方からの件数が増えているという状況が反映されております。

それから、真ん中よりちょっと右のところに医療機関がございまして、これも21年度108件が、23年度205件ということで、医療機関からの通告も増えております。専門的見地から対応をしているところでございます。

以上、虐待の状況でございました。

次に、資料12に基づきまして、子供家庭総合センターに触れていただきたいと思います。

この総合センターでございますが、A3ペーパーの「建物概要」に場所が掲載されておりまして、北新宿4丁目、これは大久保、高田馬場の駅から10分ぐらいのところにございますけれども、ここに、現在、西早稲田にございます私どもの児童相談センター、文京区にございます教育庁の教育相談センター、警視庁所管の新宿少年センター、これは北新宿5丁目にございますが、この3機関を1つの建物に集約いたしまして、子供家庭総合センターといたしましてさまざまな支援に対応していくというものでございます。

「主な機能」のところの真ん中あたりに「一時保護所」と書いてございますが、これも現在、児童相談センターで一時保護所を付設しておりますが、新センターにおきましても若干定員を拡大いたしまして、一時保護の機能を続けてまいります。

その下のところ、「親子のサポートステーション」も先ほどの局長の挨拶にもございましたが、虐待を受けた子供のみならず、その保護者への心のケアを行いまして、家族再統合のための早期集中的な支援等を実施してまいります。

その他、昨年度末に閉館いたしました、渋谷にありました児童会館の機能をこちらの総合センターに移しまして、これまで蓄積してきたノウハウ等を生かし、区市町村に還元するという機能もございます。

それから、右のところ、子供家庭総合センターは、福祉保健、教育、警察の3機関が1つの場所に集約することになりますが、この連携につきましても総合相談体制の構築ということでおいろいろ展開してございます。

右の下の箱のところでございますけれども、まず、電話相談でございまして、3機関の相談員から成る総合電話相談室を設けてまいります。それぞれの専門性を生かしながら、いろいろな相談に対応してまいりまして、必要に応じまして速やかに他の機関につなぐということによりまして、より適切な支援を図れる体制を講じてまいります。

それから、来所相談におきましても、予約なく来ていただいた方にも適切な相談機関へつなぐ体制。それから、虐待・不登校・非行等が複雑に絡み合った困難ケースにつきましては、3機関が合同で意見交換を行う場を設けまして、専門的見地から援助方法につきまして検討いたしまして、より適切な支援につなぐ体制を整えてまいります。

また、こうした蓄積したノウハウ、連携事例を他の地域児相、関係機関に提供して、地域の対応力の向上に資するべくいろいろ展開をしてまいりたいと思っております。

以上、私からの説明です。

○河合事業推進担当課長 それでは、引き続きまして私から、資料13に基づきまして、東京都における母子保健事業等の実施体制について御説明をさせていただきたいと思います。

平成9年の母子保健法の改正によりまして、身近な住民サービスは市町村が実施主体となり

まして、資料にございますような基本的な母子保健サービスであります母子健康手帳の交付、妊産婦や新生児への保健指導や訪問指導、妊婦健康診査や乳幼児健診といった事業につきましては、特別区、また、島嶼を含みます全ての市町村が実施主体となっております。

そのほかに、特別区と保健所、政令市におきましては、療育指導や未熟児養育医療、育成医療等の専門的な業務も一部実施されております。

東京都では、区市町村への広域的・専門的な支援を行う役目を担っております。資料中段付近にありますとおり、区市町村への専門的な支援をいたしまして、都では年10回の母子保健研修ですとか、包括補助による要支援家庭の早期発見・支援事業の推進などを行っているところでございます。

要支援家庭の早期発見・支援事業につきましては、資料の下にイメージ図をつけておりますので、少しごらんください。

母子手帳の交付ですか乳幼児健診といった、ほぼ全ての母子とかかわることができる母子保健事業の場を活用いたしまして、面接とか質問票などを用いたスクリーニングを行いまして、健康問題だけではなく、家庭環境面とか経済面など、さまざまな要因でみずからはSOSを出せないような支援が必要な御家庭を抽出いたしまして、その方に適切なサービスの提供を行ったり、要保護児童対策地域協議会につないで児童虐待を未然に防ぐというような事業となっております。東京都では包括補助という形で、市町村におけるこの業務について財政支援を行うことで、より多くの区市町村が効果的な方法でこの事業に取り組んでいただけるよう推進しております。

資料中段に戻っていただきますが、このほか東京都では、広域的なサービスをいたしまして、母と子の健康相談室、これは保健センターへ相談できない時間帯、平日の夜間ですとか休日に育児や健康の相談に電話で対応する事業ですけれども、そういう事業ですとか、あと、医療機関向けの専門研修、地域における虐待対応力向上のための研修などによりまして、児童虐待対策、また、小児慢性疾患医療費助成制度ですか、先天性代謝異常等検査などを実施しているところでございます。

雑駁ですが、私からは以上です。

○栗原育成支援課長 それでは、最後に私のほうから、東京都の社会的養護の現状と取組及び養育家庭支援体制について説明をさせていただきます。

資料14をごらんいただきたいと思います。まず、左上のほうに社会的養護とは何かというところが記載されておりますが、いわゆる社会が用意する養育環境の体系であるというところでございまして、大きく2つございまして、施設養護、家庭的養護、これが大きな2本柱となっているところでございます。

真ん中のところにその体系図が示されておりますが、家庭的養護としては、養育家庭、ファミリーホーム、そしてグループホーム、施設養護として、児童養護施設、乳児院というようなところを記させていただいております。

家庭的養護の全体の割合で申しますと、施設養護が2,765人ということで約7割、家庭的養護が1,160人ということで約3割となっておりますが、もう少しこれを細かく見まして、いわゆる養育家庭（ファミリーホーム）と施設という形で見ますと、やはり施設養護、施設関係が9対1という形になっているところでございます。

それから、真ん中の上でございますが、「社会的養護の状況」でございます。23年度につ

きましては、社会的養護の児童数が3,925となっております。左の推移を見ても、おおよそ3,900人ぐらいのところで推移をしているのがごらんいただけるかと思います。

また、2つ目の○でございますが、「支援の難しいケアニーズを有する児童の増加」でございまして、右の箱を見ていただきますと、「情緒的問題、行動上の問題を有する児童」ということで、これは重複になりますけれども、それぞれ情緒的な問題を抱えている児童が34.5%、反社会的行為が18.4%、非社会的行為が25.9%、精神・発達的問題が26.8%となっているところでございます。

また、この資料では体系図には少し書かれておりませんけれども、所管といたしましては、この養育家庭や施設のほかに、児童養護施設、乳児院、児童自立支援、自立援助ホームのほかに、いわゆる児童福祉法38条に基づきまして、配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情のある女子、及びその後の監護すべき児童を入所させ保護するといった母子生活支援施設、それから、いわゆるDV法に基づく業務を行っております女性相談センターも所管をしているところでございます。

続きまして、資料15をごらんいただきたいと思います。先ほど局長の挨拶にもございましたが、平成22年8月、杉並区内の養育家庭に委託した児童が死亡したという事件を受けまして、児童虐待死亡事例等検証部会において検証が行われたところでございます。部会からは、「養育家庭は特に児童の育てにくさに直面しながらも、家族全体で受けとめなければならず、その責任は重く負担も大きい。今後は、児童相談所が援助の中心になりながら、里親支援機関事業による民間団体との協働を初め、里親会、施設、子供家庭支援センターなど、地域の関係機関との連携を強化するなど、地域の支援ネットワークを活用しながら、地域全体で委託児童の養育を支援していく新たな支援体制を構築する必要がある」と御提言をいただいたところでございます。

こうしたことを踏まえながら、新しい取組といたしまして、資料15でお示しをしたものでございます。

一義的な相談窓口は、養育家庭がございます地域を所管している児童相談所、親担当となります、里親支援機関や委託児童の措置児童相談所である子担当児相と連携をしながら支援に当たっているところでございます。

それでは、今年度から特に取り組みました主な事業につきまして御紹介を2点ほどさせていただきたいと思います。

資料の右上にございます里親支援機関でございます。里親支援機関事業につきましては、平成20年度からモデル事業としてスタートし、23年度には3児相に設置し、今年度からは全ての児童相談所に置かれて、資料にもございますように、新たに児童を委託した際の新規委託時フォローアップの訪問であるとか、夜間や休日の児童相談所が閉庁している時間帯の電話相談であるとか、カウンセリングなどを実施しているところでございます。

それから、2つ目でございますが、ちょうど中央、左側にございます里親支援専門相談員でございます。これは、乳児院、児童養護施設に里親を支援する専門の職員を配置していただき、入所している乳幼児童の里親委託の推進、里親に措置変更となった乳幼児童のフォロー、地域の里親の支援など、児童相談所と連携をしながら担っていただいております。現在、6つの乳児院、14の児童養護施設に配置している状況でございます。

このように関係機関との連携を強化するなど、地域のネットワークを活用しながら新たな支

援体制を構築しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございました。事務局から審議会の活動状況、東京都の施策、また、それに関連します国の動向についての説明をいただきました。非常に短時間でかなり幅広い内容でしたが、もし御質問などございましたらお願ひいたします。

○平湯委員 御説明ありがとうございました。終わりのころに出てきたと思うのですが、母子支援施設の支援は、ちょっと触れられたようでしたがのみ込みにくくて、そのあたりの施策は、今御説明いただいたものの中でどういう位置づけになるのかを聞きたいと思います。

○網野委員長 母子生活支援施設について、もう少しこの関連性をということですが、お願ひします。

○栗原育成支援課長 母子生活支援施設につきましては、児童福祉法第38条で設置をされているところでございますが、いわゆる配偶者暴力等の被害、いわゆるDVで、子供にとっては心理的虐待という形になるのかと思いますが、そうしたことで精神的に不安定な母子等が入所しているところでございます。

また、経済的な自立であるとか、そういったことも母子生活支援施設において支援をしながら母と子の生活を自立に向けて取り組んでいるというところでございます。

○網野委員長 平湯委員、よろしいでしょうか。

○平湯委員 いいえ、ちょっとお答えとしては。各資料に載っている諸施策との対比ないし、もしくは関連づけでどんなような視点からやっておられるのかというのをお聞きしたかったのです。

○網野委員長 先ほど、DVとか、それによる子供に対する虐待などとの関連というお話がありましたが、今の御質問に関して、できましたら関連性をもう少しお話しいただけますか。

○平湯委員 ちょっと申し上げますと、ひとり親施策は社会的養護そのものではないという分類にはなると思うのですけれども、非常に密接にかかわっているところだと思いますので、ちょっと御説明いただきたいということです。

○栗原育成支援課長 母子生活支援施設につきまして、社会的養護の体系との関連ということでどうでしょうか。

○平湯委員 具体的な都としての施策がこういう社会的養護なり、説明された諸施策との関係でどういう施策を講じているのかという質問のつもりだったのですけれども、ちょっと時間をとるようなら申しわけないので、また別の機会で。

○高際計画課長 济みません。お答えになるかどうかあれなのですけれども、少子社会対策部のほうでは、子供福祉の関係と女性福祉の関係とひとり親福祉の関係と、そういう意味では3つの分野を所管しております。そのうち、育成支援課で御説明申し上げましたところが、まさに社会的養護の、いわゆる施設のところを見ておりまして、社会的養護に関する児童養護施設、乳児院等のほかに、母子生活支援施設、それから、婦人保護施設なども持つて所管をしております。ということで、育成支援課が所管をしております事業の一つとして、先ほど育成支援課長から御説明を申し上げました。

ほかのところとの関係という意味では、私たちのほうで社会的養護のあり方等については今後どうしていくのかというところで検討しなければいけないと思っておりまして、そういう中では、特に母子生活支援施設というのが、母子分離しないで親と子が一緒に入所する施設です

ので、その中で親の支援も子供の支援もしながら、どんなケアができるかといったところも課題というふうには認識をしてございます。

ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが、事業としてはそのような施策の一つとして取り組んでいるところでございます。

○平湯委員 とりあえず結構です。縦割りで弊害ということもありますので、できましたら関連づけて説明なりしていただくとありがたいという程度で結構です。

○網野委員長 これは、恐らく社会的養護については重要なことでという計画課長のお話もありましたので、もしましたその関連で議題に上るかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○大木委員 先ほどの御説明で、「児童相談所のしおり」の10ページのところで「虐待に関する相談対応状況」の統計の御説明をいただいたのですが、「経路別対応状況」で一番多いのが近隣知人で、次が子供家庭支援センターなのですが、この分類の中に市町村保健センターとか、いわゆる母子保健の所管課がないのは、同じ市町村の施設なので子供家庭支援センターの中に含まれてしまっているのか、そのほかなのか、そもそもないのか、その辺をちょっと教えていただいてよろしいですか。

○網野委員長 お願いいいたします。

○西尾家庭支援課長 この表の中では、区市町村の保健センター部門のお話ですね。

○大木委員 はい。

○西尾家庭支援課長 この表の中では入ってございませんが、1つは、子供家庭支援センターの件数が多くなっているというのは、子供家庭支援センターが区市町村の要対協の調整機関になっておりまして、東京都では、東京ルールというのをつくっておりまして、その中で区市町村内の関係機関の通告については、子供家庭支援センターに通告をしてくださいと集約化をしています。その関係で、そういう区市町村の保健センター関係の通告は子供家庭支援センターに集まるというような仕組みになっておりまして、その関係から、ここでは、これは児童相談所がダイレクトに受けている通告件数ですけれども、一応、統計的には全くないということではないのですが、ここには掲載されていないという整理でございます。

○大木委員 表についてはわかりました。ただ、私の見知っていることが一部なので全体状況をあらわしていないかもしれません、区市町村保健センターが母子保健活動の中で虐待として認識して、子供家庭支援センターと協働を、なかなかそこで虐待としてとらえるとらえ方が、子供家庭支援センターと区市町村保健センターで一致しないということが少なからずあるというふうに、市町村のいろいろな事例検討会にお邪魔していると、そういう話も少なからず事例としては出てくるので、そうすると、本来、もしかしたら虐待事例として児相にも入っていただいて対応すべきであった事例が、中でとどまってしまって対応が遅れているということもあるので、その辺を、東京ルールというのは承知しているのですが、少しダイレクトな区市町村から児相にというアプローチが表の中にもちゃんとあると、そういうアクションも出てくるのかなというふうに思いました。

○網野委員長 これも全体の組織連携の話で、やはり社会的養護でかなり重要なことかと思います。

では、渡辺委員、お願いいいたします。

○渡辺（象）委員 東京都医師会の渡辺です。

子供家庭総合センターは大変集約化されていいことだと思うのですが、ちょっとネーミングがどうかと思います。子家センと間違いそうですけれども、大体、集約化されるとスリム化されることが多いと思うのですが、児童相談所とか本当に大変な業務の中でやっていらっしゃるので、そういう人員配置については今まで以上に配置していただきたいと考えているのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○西尾家庭支援課長 総合センターの立ち上げに伴いまして、人員のところが集約化というか、スリム化されるということはございません。さきの専門部会でも御提言いただいたとおり、今、虐待をめぐる状況は、本当に御案内のとおり深刻化しております、それに対応する人員も含めた体制強化というのが非常に課題になっておりまして、東京都といたしましては、当然、人員のところも含めた体制強化というのは今後とも続けていきたいと思っております。

○渡辺（象）委員 ありがとうございます。

○網野委員長 よろしいでしょうか。石崎委員、お願ひします。

○石崎委員 いろいろと政策の御説明ありがとうございました。小児科医をしております石崎と申します。

ここは児童福祉審議会なので、18歳未満の児童ということだと思うのですけれども、私はクリニックで見ていて、児童福祉施設から退所した後の方とか、児童福祉施設へは児相で相談に乗っていただいている後の方もいらっしゃるわけですけれども、今、普通といわれる方も割と未熟でいるのですけれども、18歳で本当に自立していくというのは、とくに虐待を受けた方などは、より難しいと思います。児童福祉法以降になった方へのうまい連携というようなシステムというのがあるのかどうか。見ていると、民間のNPOとか、一部、精神保健センターとかで受けている方もいますけれども、システム的にそこがうまくいっていないくて、本当にその人たちが自立できるようになるのかまで、ここが見届けなければいけないということはないのですけれども、そのつながりの施策というのが、現場で、クリニックをしていると、小児科なのですけれども、成人の方のほうが多いぐらいまして、その辺がちゃんとシステムとしてできているのかどうか、余りできていないとしたら、その辺をしっかりと東京都としてもパイプをつくって、皆さんのが社会で税金を払える、また、精神的にも安定できるようにということを考えていただきたいと思って、意見、あるいは質問をいたしました。

○網野委員長 質問という形でしょうか。

○石崎委員 そうです。

○網野委員長 お願いします。

○栗原育成支援課長 児童養護施設等を退所した児童については、今年度からにはなるのですけれども、自立支援コーディネーターというものを各施設に、今年度全てではないのですが、配置をさせていただいて、コーディネーターということなので、その方が直接病院とどうのこうのというところまでは、どこまでできるかというはあるかもしれませんけれども、こうした社会資源をつないでいくという意味での配置もさせていただいているところでございます。

また、ほかにもアフターケアということで、各施設がこの計画に基づいてということになりますけれども、施設長が必要だと認めた場合についてはアフターケアもしていただくというような体制については、一応取組をさせていただいているところでございます。

○網野委員長 だいぶ社会養護をめぐっての連携システムがちょうど4人の委員の皆様方からの御質問や御意見、非常に関連することが多かったかと思います。

先ほど計画課長からもお話がありましたが、この後、ちょっと予定の時間で言いますとあと15分ほどになりましたが、意見交換の中で、今後特にどのような課題を検討していくかということで進めていきたいと思いますので、またその関連もあるかと思いますが、次の意見交換の議題に移らせていただきたいと思います。

今申し上げましたように、これから審議会、部会を中心に活動を進めるわけですが、この審議会においてどのような課題を検討していくかということで、まず少し行政の側からの意見といいますか、趣旨をお話しいただいた上で意見交換をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○高際計画課長 今もだいぶ社会的養護の件で御指摘を頂戴しているところでございますけれども、前回の専門部会の提言で、虐待の関係で早期発見、未然防止の取組ということでいただきましたが、そこで提言を「おわりに」の部分におきましても、今後、社会的養護の方向性について検討することを要望するということで既に御意見をいただいているところでございます。したがいまして、私ども事務局といたしましては、今期においては社会的養護の方向性について検討をしていただく部会を設置して御議論をいただければ大変ありがたいと思っております。

具体的な内容や検討の視点というのも幅広いのでいろいろあろうかと思いますので、本日、ぜひ、また皆様から御意見をいただければありがたいと思っております。

○網野委員長 事務局から、今期は社会的養護の方向性について検討していただきたい。その趣旨での専門部会を設置したいという提案でした。このテーマ自体は、審議会が前回の提言も含めて問題提起していることもありますので、専門部会でこれを進めていきたいというふうにも思います。

今、いろいろ御意見もいただきましたし、広く社会的養護という場合もいろいろな視点からの内容があるかと思います。非常に範囲が広いかとは思います。そこで、特に重要な課題としてはどのようなことがあるか。できましたら、本当に時間が限られつつありますが、どのような視点から検討していったらよいかについて委員の皆様からもう少し御意見をいただければと思います。

お願ひします。

○高橋委員 手短にお話しさせていただきます。大変美しくまとめていただいていて、この資料は見やすくていいです。この中にまとめられればまとめられるほど問題点がはっきりしてきたのではないかと思います。つまり、現在、社会的養護を必要とする子供が増えているというので、東京でもその数を推定しています。その中で今日現在はわかりませんけれども、まだ一時保護所に100名近い子供がいる。もう一方は、昨年も4つぐらいの民間の養護施設の提案があつたけれども、住民反対で結局成立しなかったということもあります。また、入所してくる子供たちが非常に重篤化という中で、幾つも問題を抱えてくるというのは、逆に言うと、もつと早くに見つけて、早くに対応すれば、その傷も浅いうちに何とか親の問題、家族の問題も調整できるのではないかという早期発見早期対応的な裾の部分であると思うのです。ある種のプリザベーション的なかかわりというものがもっとする必要があるということです。

それから、この資料によると養護施設、グループホームの施設促進とありますけれども、これもできていないです。だから、東京の大都市としての施設を考えたらいいのではないか。30人の施設をつくるには千何百平米の建物や土地が必要です。でも、養護施設は十分に理解さ

れていないから、住民の反対を受けるのは当然のことだと思うのです。ならば、グループホームを2つぐらい、12人ぐらいの施設ならばつくりやすいのです。そこに人を何人か増員すれば、さらに従来の仕組みを使いながらもできるのではないかということをひとつ考えます。

それから、裾の問題、早期発見の方法です。難しい子供が新しいセンター施設にどれだけ入れるのか。今の状況から見れば、やはり相当な数の定員が必要になると思うのです。ゼロ歳からの養護施設を始めてみて、その実践から親御さんも一緒にそこで生活の方法を経験できる。つまり、それだけのサポートができる施設が今までなかったから家庭が崩壊していくわけで、サポートができるだけの多機能な施設にしていくという、何か東京独自のものを、これだけ魅力的な東京ですから、それがあつていいのではないかということを、ぜひ審議会でも提案していただけだと、よいと思います。従来の制度による民間施設ができるのを待っていたのでは、待機児が多く発生している今は間に合わないので。この状態では子ども達がもっと重篤なケースになっていってしまうかもしれません。

それともう一つ、児相の今、児童福祉司さんたちは大変です。個々の子ども達のパーマネンシ一計画を立てようと思っても、施設が独自に考えている。児童相談所とともに進める児童自立支援計画の策定は充分なアプローチが必要だと思います。ぜひその辺もお考えいただきたいと思います。

○網野委員長 ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○柏女委員 私からは、今後、社会的養護の議論をしていただくに当たって、3点こうしたことを見検討していただけないかということを思っています。

1つは、今、高橋委員のほうからもお話がありましたが、さはさりとて、東京都は施設の小規模化等については全国に先駆けて整備をしていっているという現実があります。また、専門機能強化型の施設もつくり、そして、いわば日本をリードしているというふうに私は評価をしています。その検証もぜひ入れていただけないかということです。専門機能強化型施設がどのようなメリットがあり、そして、どのような課題を持つのか、それについて調査も含め、事務局のほうで調査していただいて、ぜひその結果を含めて議論をできたらいいというのが1点目です。

2点目は、その一方で、東京都は先ほどの説明でもありましたように、今、いわば家庭養護が少ないと特徴を持っています。つまり、1割ということで、施設が9割。全国平均なのですけれども、例えば都市部の近県などから見れば少ないとすることになります。これもどうしていったらいいのか。そのためには、恐らく専門部会を設置されるのだと思いますけれども、その専門部会の委員として、この審議会の中にも一人もいらっしゃらない、つまり里親とかファミリー・ホームの関係の方々の御意見を直接伺う、そんなことも必要なのではないかと思いますし、先ほど母子生活支援施設の話がありましたが、これも全国で1割以上2割近くの母子生活支援施設が東京都に集まっている。これがどのような役割を社会的養護に対してやっていくのか、そうした幅広い方々にも入っていただいて議論ができるかというふうに思っています。

3点目は、国のほうでもお一人入っていただいているけれども、社会的養護の元当事者の方とか、こうした適切な人材の方がいらっしゃればということにもなるかもしれませんけれども、参加をしていただいて、当事者の方の声も見ながら議論ができればと思っています。

以上3点です。よろしくお願ひいたします。

○網野委員長 お願いします。

○村井委員 私は、子供権利擁護部会で委員を務めさせていただいております村井と申します。

もう御存じのよう、平成21年から被措置児童等に対する虐待の問題に関して、いわゆる施設内虐待というふうに言われていますけれども、その問題がうちの部会でも報告されています。先ほどの報告でも、被措置児童虐待にかかる報告件数が6回の部会の中で17件あるという状況の中で、一つ一つの事例が、職員個人の問題も資質もあるというふうには思いますが、それだけではない、やはり組織的な、あるいはマネジメントの問題とか、あるいは小規模化、あるいはグループホーム化が孤立化みたいな形になっていないかという検証とか、部会ではケースの検討をいたしますが、やはりその問題を取り上げて検討するようなことをぜひやっていただけるとありがたいと思います。

○網野委員長 お願いします。

○武藤委員 武藤です。柏女委員とほとんど意見がダブってしまうのですけれども、きょうまで3日間、熊本で全国児童養護施設長研修会があったのです。そこでも検討されたことですが、国のはうは、今、施設を小規模化し、家庭的養護を推進しようということで、それをまたグループホーム化して地域に出すということで、大舎制というか、集団で生活するというのが7割ぐらい、今、5割ちょっとぐらいになっているみたいですけれども、それら大きな施設を小さくするということで動いています。東京は、小規模化・地域化というのがほとんど進んでいるという状況のもとで、先ほど柏女委員からお話をあったように、既に小規模化・地域化した検証という部分を十分していく必要がある。そこで本当に自立をしている子供たちが将来にわたって、東京が小規模化して、ほぼ10年になるわけですから、そういう検証を十分する時期に来ているのだと思います。

一番困っているのが、今、発達に障害を持っているとか、知的に障害を持っているとか、非常に支援の困難な子供たちがどんどん入所してきています。小規模化・地域化する中では、なかなか対応できないという子供たちも中にはいるのです。だから小規模化をやめろというのではなくて、小規模化の中でも家庭的養護の中でも十分ケアができるようなシステムはどう構築できるのか、そういう部分も含めて、今、全国は小規模化をやっていますけれども、もう小規模化されて、次の段階をどうするかという検討を東京がしなければいけない時期に差しかかっているのではないかと思います。

それから、もう一点は、出ていなかったのは、家族とのかかわりのところです。これも国のはうは、今、検討委員会を設けて検討し始めているのですけれども、家族の再統合に当たって、また再虐待なんかが起こっている現状にあります。一たん家庭に帰した子供たちが、また施設に再入所するというようなケースもあって、そういう家庭とのかかわりだとか、帰してからの家族支援をどうするのかということも検討する必要があります。これは児童相談所とか地域の子供家庭支援センター等との協働ということになると思うのですけれども、そういう体制、家族支援という部分のあり方というのですか、それに当たっての児童相談所のアセスメントから計画が将来にわたってどうだったのかという、これは事例検討みたいな形になるかもしれないですけれども、そういうこともちょっとやらなければいけないのではないかと思っています。

あと、里親のところについても、今回は里親支援の評価策といいますか、本日も資料で出されていますけれども、今後は全国的にもそうなのですけれども、里親を増やすというところに對してどういうような方策が必要なのかということも、なかなか増やすといつても増えないと

いう実態があると思うのですけれども、そういうところも含めて検討していかなければいけない時期に差しかかっているのではないかと思っています。

あと、自立支援のところです。先ほど、石崎委員のほうから意見が出ていましたけれども、虐待を受けて、18歳で自立というのはなかなか難しくて、その後のケアというものが相当必要なのです。だから、社会人になっていくまでの高齢児の段階、それから、社会的自立をどうさせるのかということについても必要だと思っています。これも柏女委員の意見と同じになってくるのですけれども、ぜひそういう意味からすると、当事者もしっかりと入れて、当事者の意見を聞いて、今後の新たな東京の社会的養護のあり方という部分にいろいろ当事者のほうから提言をいただいたらいいのではないかと思っています。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

非常にいろいろ貴重な御意見をいただいているが、ほかにいかがでしょうか。予定の時間を過ぎようとしていますが、これだけ大事なことですので、もしよろしければ、もうちょっと時間を延ばさせていただきたいと思います。

○平湯委員 里親の認定のところなのですけれども、表をいただきましたけれども、今年度の審議の中で、従来だとこのぐらいまではパスしていたかもしれないけれども、今後、その辺をちょっとシビアに判断しようというケースというか、そういう事例の審議はあったでしょうか。そういう事例があったかどうか。つまり、今までの物差しと今年度の物差しで、物差しは変わらないと思うのですけれども、事例としてです。

○磯谷委員 これまで里親認定部会の部会長をさせていただきました磯谷と申します。

今の点につきましては、特段、物差しそのものといいますか、基準は変わったということではなくて、やはりできるだけさまざまな資料、例えば、申請書によりしっかりと書いていただくとか、それから、里親の研修に出たときの感想などを書いていただくとか、そういう形でできるだけ材料を集めて一層慎重に検討するということでやってまいりました。

例えば、具体的にこれまでだったら適格だったけれども、今回、適格でないようにした例があるかという御質問であれば、そういうことは私の記憶している限りはないと言えると思います。

○網野委員長 いかがでしょうか。

公募委員の大町委員、楠田委員、初めてで、このような場での議論にまだ慣れていない部分もあるかと思いますが、いかがでしょうか。今後、専門的な部会で、このような社会的養護を中心としたいろいろ御意見をいただいているが、もし都民の立場というか、いろいろな視野から御意見などをいただければありがたいと思います。

○楠田委員 初めて参加させていただいて、児童福祉の問題というのは本当に複雑だと実感しております。今、保護司と家庭裁判所の調停員をやらせていただいていて、やはり家庭の問題で調停にいらっしゃる方も、夫からシェルターに逃げ込んで、今そこから調停に来ていますという方がいらっしゃるのですが、今おっしゃっていた母子のあががシェルターのことでしょうか。一般的に言われている。

○網野委員長 関連します。

○楠田委員 そうですか。やはり、父親から虐待を受けている子供の福祉というところで、とても大切な分野だと思います。

あと、ちょっと思ったのですが、先ほど、養護施設の問題をおっしゃられましたが、この表に出ている養護施設の定員に満ちていない数字が出ていたと思うのですけれども、資料14でしたか。

先ほどおっしゃっていたのに関連して、ちょっと疑問に思ったのですが、資料14の「施設養護」の「児童養護施設」のところの62施設定員3,215人に対して、在籍3,071人と数字が出ているのですけれども、先ほどおっしゃっていた養護施設は、もっと定員を増やしたほうがいいのではないかという御意見だったと思うのですが、この現状とはどういう関連なのかなとちょっと疑問に思いました。よろしくお願ひします。

○網野委員長 お願いします。

○栗原育成支援課長 確かにこの数字を見ますと、まだまだ余剰があるように見えるのですけれども、入所率から見ますと、3,215に対して3,071ということで、これでも96%ぐらいの入所率になります。

あとは、例えば措置するお子さんについては、どこでもいいというか、何でもいいというわけではございませんので、児童養護施設側の、例えば男子あるいは女子のユニットであるとかいうところに、当然、男の子、女の子の性を超えて入れるわけにもいきませんし、あとは、やはりさまざまな中で低年グループのユニットをつくっていたり、そういう条件もありまして、そういうことでなかなかあいているように見えるのですが、希望するお子さんを措置するときには非常に困難を極めているというような状況でございます。

○楠田委員 ありがとうございました。

○大町委員 初めまして、大町です。私は今回、ここは初めてなので何もわからない状態で今聞いております。ただ、今までに社会福祉協議会のボランティアコーディネーターといいまして、地域に直接かかわる仕事をしていた時期がありまして、その後、教育委員会にかかわりました。ということで、教育と福祉の関係もすごく気になっておりました。

それから、実は、里親という役をしている人のインタビューをしたことがあります。それは本当にボランティア活動なのですけれども、そこで聞いたとてもショッキングなというか、とてもためになる言葉が1つありましたので、ここで紹介させていただきたいと思います。その方は里親をやっていて、私はぐうたらな母親もちゃんと見せています。ところが、施設では皆さん仕事なので完璧な親だということを言っていました。成長して、その完璧な親の中で育った子供たちは、自分も完璧でなくてはいけないような気がしてしまって、とても大変な生活を自分でしてしまう。反対に、自分みたいなぐうたらな親を見せることによって、多少手を抜いてもいいのだなということを教えているのですということを聞いたときに、とても養護施設と里親、今、9対1と言いましたけれども、やはりこの1は少しふやしていかなければいけないのかなという、両方がいい部分を上手にできたらいいなと思ったのが1つあります。

それから、あと、地域に直接いらしたときに、やはり精神的な御病気を抱えた御両親のお子様がとても大変な思いをしている現状があります。そのお母様方と一緒に何かできないかと思って、料理教室みたいなものを企画したことがございました。やはり食という食べることを通じて、一緒に何かをつくって食べることで、最初はとても硬い表情だった方々が、最後には笑顔が出てくるという経験をしたときに、また、パンづくりなどをしたときに、こねるという作業がとても人を癒やすのだなと思ったことがございました。

そんなことをやっているときに、こういう活動が、いわゆるそちら辺の地域地域で、そういう

う細かい活動がいっぱい企画されているのも知っていますので、そういうのに援助を、例えば、そのとき私は正直言って、費用をどう集めるか、皆様からワンコインでやろうと思って、その500円でさえもきつい方がいたのです。そのところでいろいろ苦しんだ記憶がございます。最後はポケットマネーを出すこともありましたし、でも、本当はそういうのも全てみんなの税金でやっていけたらいいのだろうなと思ったこともございました。何も大事な問題には直接関係ないかもしれないですけれども、一般都民としての感想とか感じたことをこれからも伝えていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、少しまとめさせていただいた上で、最後にその分野で非常に大きな役割を果たしていただいている松原副委員長にも一言御意見いただきたいと思います。

今、いろいろ御意見をいただいた中で、社会的養護の中でも、やはり東京における施設ケアをどのように展開したらしいか、非常に多くの課題があるということが出てきました、これを中心にいろいろ御意見いただけたかと思います。まずは、都市型大都市圏の社会的養護という施設のケア、あるいは施設の体系について少し踏み込んでいろいろ検討してはどうかというあたりが、まず出てきたかと思います。

それと関連しまして、結局、従来の施設のケア、新しい施設ケアを展望する上でも、もう少しケアの検証が必要ではないかということが出てきたかと思います。

さらに、具体的にはその中のこれまでのいろいろ課題になっていた家族再統合のあり方も、この場では検討してはどうかということが出ていたかと思います。

施設ケアとともに家庭的養護、いわゆる東京における養育家庭、里親とかファミリーホームのあり方も非常に関連して大事なところで、これをいろいろ検討してはどうかということが出てきたかと思います。

その養育家庭の前に施設内のいろいろなケアの中で、施設内虐待ということについてもう少しいろいろ深く見ていくて検討してはどうかというのがあったかと思います。

さらに、具体的に社会的養護を受けた当事者の意見、思いなども含めてはどうか。特にその中では、卒園した子供たちだけではなくて、いわゆる自立支援という方向でこのことも関係してとらえなくてはいけないのではないかという御意見をいただいたかと思います。

今後、これらを早速いろいろ検討の素材として、どのように進めていくかを考えていきたいと思いますが、非常にこの分野に詳しい松原副委員長にお願いします。

○松原副委員長 各委員の方から貴重な御意見をいただきまして、そのとおりだと思います。それは繰り返しません。ちょっと違った観点から発言しますが、そういう施設の方たちは、それに加えて、実は一時保護委託を受けていらっしゃって、ここも一番大変。特に乳児院の場合は年齢によって自動的に一時保護委託になりますので、今、乳児院も虐待対応、それから、特に家族再統合という視点ですごく苦労されている中で、一方で一時保護委託を受けていらっしゃるということで、こここの部分のあり方についても加えて考えていく。一時保護そのものについても少し専門部会の中で考えていけたらと思っております。

以上です。

○網野委員長 さらに一時保護委託ということで施設が苦労している側面も含めてという御意見をいただきました。それでは、これらの意見を踏まえながら、具体的に部会の設置、テーマ、方向性などについて検討していきたいと思います。今後は、事務局、委員長、副委員長で協議

の上、案を作成して、次回の審議会で皆様に御提案し、お諮りしたいと思います。

それでは、最後になりますが、事務局から今後の予定について連絡をお願いします。

○高際計画課長 本日は、貴重な御意見をたくさんいただきまして、まことにありがとうございます。前段、事務局の説明が長くなりまして、段取りが悪くて時間が少し多目にかかりましたことをおわび申し上げます。

今後の御予定でございますけれども、それぞれの部会におきましては、早々に審議を始めていただることになります。各担当の委員の方には個別に部会の開催予定を御案内させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、次回の本委員会ですけれども、委員長、副委員長と御相談の上、改めまして皆様に日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

○網野委員長 それでは、少々時間を超過しまして申しわけありません。熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の審議会を終了させていただきます。